

予餞会実施要綱

平成19年 1月24日
平成18年度要綱第3号

目次

- 第1章 総則（1条・2条）
- 第2章 生徒会本部（3条・4条）
- 第3章 参加（5条－11条）
- 第4章 補則（12条・13条）

第1章 総則

〔目的〕

第1条 本要綱は、千葉県立船橋高等学校生徒予餞会（以下「予餞会」という。）に関する詳細を定めることにより、予餞会が、在校生（当該年度3月において本校第1学年又は第2学年に属する者をいう。）の手によって卒業生（当該年度3月において本校第3学年に属する者をいう。）へのはなむけにふさわしい会として、円滑に運営されることを目的とする。

〔運営機関〕

第2条 予餞会は、本要綱に基づき、千葉県立船橋高等学校生徒会本部（以下「生徒会本部」という。）が管轄し、主催し、また運営する。

第2章 生徒会本部

〔業務委任〕

第3条 生徒会本部は、予餞会の実施に必要な業務の一部を、他の千葉県立船橋高等学校生徒会（以下「生徒会」という。）会員又はその所属する団体に委任することができる。

〔処分〕

第4条 生徒会本部は、次の各号のいずれかに該当する生徒会会員又はその所属する団体に対して、注意、警告、参加停止その他必要な措置をとることができる。

- 一 法令若しくは本要綱その他の制令に違反し、又はその虞のある者
- 二 本校定時制に迷惑をかける者
- 三 他の生徒会会員の活動を妨害する者
- 四 出席を要する会議等に遅刻し、又は無断欠席をした者
- 五 書類の提出が遅れ、又は提出しなかった者
- 六 前5号のほか、生徒会本部が、行事運営上問題があると認めた者

第3章 参加

〔参加申請可能者〕

第5条 予餞会への参加を申請できる者は、次の各号に掲げる条件を満たす者に限る。
ただし、本要綱において参加とは、生徒会本部による審査を通過し、その指導に従い、専ら卒業生に対して感謝と祝福の意を創造的に示すことをいい、観覧は、これに含まない。

- 一 在校生のうち、自ら主体となってその発表内容を考え、準備し、また表現する者
- 二 本校教職員
- 三 その他生徒会本部が妥当と認める者

2 参加申請可能者について、個人、団体、公認の有無は、これを問わない。

〔申請〕

第6条 参加希望者は、生徒会本部が指定する書類の提出によって、参加の申請を行う。

〔審査〕

第7条 生徒会本部は、予餞会の意義に照らし合わせ、本要綱に従って、参加希望者を審査し、参加者を決定する。

2 生徒会本部は、時間的制約その他のやむを得ない事情のほか、明確な理由なしに参加申請を退けてはならない。

3 審査結果に不服の者は、評議会細則（平成12年度細則第3号）にのっとり、千葉県立船橋高等学校生徒評議会調整委員会（以下「調整委員会」という。）へ異議申立てをすることができる。

〔遵行義務〕

第8条 すべて参加者は、調整委員会の決定による場合を除き、生徒会本部の決定に従わなければならない。

〔顧問〕

第9条 すべて参加者は、本校教職員を1名以上、その顧問としておく。

〔会計〕

第10条 予餞会に関する一切の会計は、会計に関する細則（平成12年度細則第22号）及び予餞会会計規約（平成12年度規約第1号）による。

2 団体補助費の支給については、別段の定めのないとき、千葉県立船橋高等学校生徒会会計局の指導に従い、これを分配する。ただし、必要経費の全額の支給は、これを保障しない。

〔借用〕

第11条 参加者は、生徒会本部の指定する書類を提出することにより、行事参加に必要な物品のうち、本校が所有し、生徒に向けて解放している共有備品を借り受けることができる。

2 参加者は、生徒会本部の指示に従い、前日又は当日に、指定された場所から備品を借用する。ただし、別に指示あるときは、その限りでない。

3 参加者は、予餞会終了後、ただちに備品を復元しなければならない。

4 借用した備品の破損又は損失に関する一切の責任は、参加者が負う。

5 生徒会本部は、借用による備品の移動を、あまねく掌理する。

第4章 補則

〔制令の制定〕

第12条 生徒会本部は、本要綱を実施し、又は詳細を定めるために、本要綱の範囲において、規約の制定を発議し、又は告示若しくは規定を定めることができる。

〔制令に定めのない活動〕

第13条 生徒会本部は、予餞会を実施するために、制令に定めのない活動及び業務を実施することができる。

附 則

- 1 本要綱は、平成19年1月24日に評議会の承認を経て、同日施行される。
- 2 既に処理された一切の事項は、本要綱に抵触しない限り、これを有効とする。